

用語の定義

この計画で使用する用語の定義については、次のとおりです。

【法令名、計画等名】

用 語	定 義
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）をいう。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令252号）をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）をいう。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）をいう。
基本指針	国民保護法第32条に基づき、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して、あらかじめ定める基本指針をいう。
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき、秋田県知事が作成する「秋田県国民保護計画」をいう。
市国民保護計画	国民保護法第35条に基づき、市長が作成する市の国民の保護に関する計画をいう。
国民保護業務計画	国民保護法第36条に基づき、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画をいう。

【組織、機関関連用語】

用 語	定 義
市	秋田市（市長およびその他の執行機関）をいう。
県	秋田県（知事およびその他の執行機関）をいう。
国対策本部	武力攻撃事態等への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第10条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部および緊急処理事態への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第26条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する緊急処理事態対策本部をいう。
県対策本部	本県の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、知事が設置する秋田県国民保護対策本部および本県の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、知事が設置する秋田県緊急処理事態対策本部をいう。
県対策本部等	秋田県国民保護対策本部、秋田県緊急処理事態対策本部、秋田県国民保護対策部、秋田県緊急処理事態対策部、秋田県国民保護連絡部、秋田県緊急処理事態連絡部、秋田県国民保護〇〇地域対策部、秋田県緊急処理事態〇〇地域対策部、秋田県国民保護現地対策本部、秋田県緊急処理事態現地対策本部、秋田県国民保護現地派遣班、秋田県緊急処理事態現地派遣班をいう。
市対策本部	市の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、市長が設置する市国民保護対策本部および市の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、市長が設置する市緊急処理事態対策本部をいう。

市現地対策本部	国民保護措置の実施を要する地域にあつて市対策本部の事務の一部を行うため、国民保護法第28条に基づき、市長が設置する秋田市国民保護現地対策本部および緊急対処保護措置の実施を要する地域にあつて市緊急対処事態対策本部の事務の一部を行うため、国民保護法第183条において準用する同法第28条に基づき、市長が設置する秋田市緊急対処事態現地対策本部をいう。
市対策本部等	秋田市国民保護対策本部、秋田市緊急対処事態対策本部、秋田市国民保護対策部、秋田市緊急対処事態対策部、秋田市国民保護対策室、秋田市緊急対処事態対策室、秋田市国民保護現地対策本部、秋田市緊急対処事態現地対策本部をいう。
市国民保護対策部	本市の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、本計画に基づき、市長が設置する秋田市国民保護対策部をいう。
市緊急対処事態対策部	本市の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、本計画に基づき、市長が設置する秋田市緊急対処事態対策部をいう。
市国民保護対策室	国民保護措置に係る所要の情報収集・連絡のため、本計画に基づき、防災対策課職員が参集する秋田市国民保護対策室体制をいう。
市緊急対処事態対策室	緊急対処保護措置に係る所要の情報収集・連絡のため、本計画に基づき、防災対策課職員が参集する秋田市緊急対処事態対策室体制をいう。
指定行政機関	事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。(本文6ページ参照)
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。(本文8ページ参照)
指定地方公共機関	国民保護法第2条に基づき、県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。(本文9ページ参照)
消防機関	消防組織法第9条の規定により、市町村が消防事務を処理するための機関として設置している消防本部、消防署、消防団の全部又は一部をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。国内における大規模災害又は特殊災害(被災地の属する都道府県内の消防力をもっては対処できないもの)の発生に際し、被災地の消防の応援のため、消防庁長官の要請によって出動し、人命救助活動等を行うため都道府県ごとに編成された消防の部隊で、救助、救急、消火、航空部隊等がある。
自主防災組織	災害対策基本法第5条第2項の規定による「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条の規定により、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設などが該当する。

【その他の用語】

用 語	定 義
国民保護措置	<p>国民保護法第2条の規定により、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が国民保護法の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。</p> <p>イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置</p> <p>ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>ニ 輸送及び通信に関する措置</p> <p>ホ 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>ヘ 被害の復旧に関する措置</p>
緊急対処保護措置	<p>国民保護法第172条の規定により、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p>
武力攻撃	<p>事態対処法第2条の規定により、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。</p>
武力攻撃事態	<p>事態対処法第2条の規定により、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p>
武力攻撃予測事態	<p>事態対処法第2条の規定により、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</p>
武力攻撃事態等	<p>事態対処法第1条の規定により、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。</p>
緊急対処事態	<p>事態対処法第25条の規定により、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p>
NBC攻撃	<p>核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。(本文14ページ参照)</p>
武力攻撃災害	<p>国民保護法第2条の規定により、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。</p>
緊急対処事態における災害	<p>国民保護法第183条において準用する同法第2条の規定により、武力攻撃に準ずる攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。</p>
対処基本方針	<p>武力攻撃事態等に至ったときに、事態対処法第9条に基づき、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。</p>
緊急対処事態対処方針	<p>緊急対処事態に至ったときに、事態対処法第25条に基づき、政府が定める緊急対処事態</p>

利用指針	<p>への対処に関する基本的な方針をいう。</p> <p>武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)第6条、第10条、第12条、第13条、第15条若しくは第17条又は第21条の規定に基づき、国対策本部長又は政府が定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域又は電波の利用に関する指針をいう。</p>
避難住民等	<p>国民保護法第75条の規定により、避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</p>
避難行動要支援者	<p>必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいう。具体的には、ひとりぐらしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>
要避難地域	<p>国民保護法第52条の規定により、住民の避難が必要な地域をいう。</p>
避難先地域	<p>国民保護法第52条の規定により、住民の避難先となる地域をいう。(住民の避難の経路となる地域を含む。)</p>
特定物資	<p>国民保護法第81条の規定により、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が、取り扱うものをいう。</p> <p>なお、本計画の「第3編 武力攻撃事態等(緊急対処事態)への対処—第10章 国民生活の安定に関する措置」においては、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条に基づき、政令により特別の調査を要する物資として指定された物資をいう。</p>